様式第5号（第5条関係）

第　　　号

年　月　日

（開示請求者）様

粕屋町長　　　　　　　　　印

**保有個人情報部分開示決定通知書**

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり、一部を開示することに決定したので通知します。

**1　開示請求に係る保有個人情報の内容**

|  |
| --- |
|  |

**2　開示する保有個人情報の利用目的**

|  |
| --- |
|  |

**3　開示をしない部分及び理由**

|  |
| --- |
| (1)　開示をしない部分 |
| (2)　開示をしない理由  （説明）  （根拠法）  個人情報の保護に関する法律第78条第1項第　　号に該当 |

**4　開示の実施の方法等**

|  |
| --- |
| □請求時に求めた実施方法による開示ができます。 |
| (1)　方法：□閲覧　□写しの交付（ □郵送 ） |
| (2)　日時：　　　　年　　　月　　　日　　　　　時　　　　分 |
| (3)　場所： |
| □請求時に求めた実施方法による開示ができません。  　開示の実施方法については、以下のとおりの対応となります。  　保有個人情報開示実施申出書(様式第14号)に必要事項を記載し、担当課に提出してください。 |
| (1)　方法：□閲覧　□写しの交付（ □郵送 ） |
| (2)　日時：　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで  　　　　　　時　　　　分から　　　　時　　　　分まで（閉庁日を除く。） |
| (3)　場所： |

**5　開示に係る費用及び準備日数**

|  |
| --- |
| (1)　写しの作成費用　　：　　　　　　円 |
| (2)　郵送料　　　　　　：　　　　　　円 |
| (3)　発送までの準備日数：　　　　　　日  ※発送までに要する日数です。郵送に要する日数ではありません。  　　 発送は、(1)写しの作成費用及び(2)郵送料の納付の確認ができてからになります。 |

**6　担当課**

|  |
| --- |
| 電話番号（　　　　）　　　　―　　　　　　　　内線（　　　　　　） |

**7　備考**

|  |
| --- |
|  |

注 1　開示を受ける際には、①この通知書と②開示決定を受けた本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。

注 2　指定された日時に来られない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

(教示)

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として（代表者は粕屋町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。